

【JACDS事務連絡No.19112】2019年12月18日

日本チェーンドラッグストア協会  
会員企業 代表者様

日本チェーンドラッグストア協会  
薬局・薬剤師プロジェクト

### オンライン診療における緊急避妊の調剤について(お願い)

欧米では緊急避妊薬は薬局で買える状態であり、日本ではスイッチ化寸前まで議論されましたが、スイッチ化がなされませんでした。そのかわり、2020年4月より、オンラインで受診(スマートフォン等)を受けその後、薬局で緊急避妊薬を調剤し薬剤師の面前にて服用させることとなります。

「オンライン診療における緊急避妊薬の調剤」は薬剤師の研修が義務付けされており、これに係る研修機関は薬剤師会となっています。この研修は、薬剤師会の非会員も受講できるように、4団体(日本薬剤師会、JACDS、日本保険薬局協会、日本女性薬剤師会)にて取り決めを行っております。

受け皿となる薬局が少なければ薬剤師の有用性に関わる問題ともなり、今後、オンライン診療が認められていく中で、薬剤師の有効活用に繋がらない可能性もあると考えます。

この度のオンラインで緊急避妊薬の処方を受けることは、調剤併設ドラッグストアの更なるステージを上げるものと考え JACDS が掲げる「街の健康ハブステーション」化にも合致しております。

薬剤師が患者様に緊急避妊薬を適切に服薬させ、性に関する情報を伝え指導していくことが求められるようになりますので、対応できる薬剤師となるための研修を是非受けさせていただきたく、よろしくお願い致します。

#### I 「オンライン診療における緊急避妊薬の調剤」を受けるための研修

研修予定日:2020年1月末頃から2020年3月末

研修場所等:各都道府県薬剤師会が研修日時、会場等を決定し、手配する

研修申込 :各都道府県薬剤師会に問合せしてください。

(JACDSでは日薬から情報を受けて会員企業様に連絡しますが、直接確認の方が、  
確実と思われます)

#### II 「オンライン診療における緊急避妊薬の調剤」を受けるための構造設備及び基準

1. 研修を受講していること。
2. プライバシーに配慮した構造
3. 研修を受講した薬剤師、薬局を厚生労働省のホームページに掲載

## 【参考資料】

### I 緊急避妊薬におけるオンライン診療

#### 1. 日本の背景

日本では、人工中絶が年間 164,621 件(H29 年度衛生行政報告)、緊急避妊薬が入手しにくい、緊急避妊薬のスイッチOTC化が 2017 年に見送られた、海外からの輸入薬の転売、譲渡など違法なやり取りが横行している。

#### 2. 提案

これらの問題点より、緊急避妊の必要がある場合を初診対面診療の原則の例外事項とする。

### II オンライン診療で緊急避妊薬が処方される際の案件

#### 1. 処方する医師

産婦人科医か研修を受けた医師に限定し、研修した医師の名簿と緊急避妊薬の調剤できる薬局も厚労省の HP に掲載する。

#### 2. 緊急避妊薬の入手方法・薬局

医師は処方と「オンライン診療を実施した医療機関から薬局への情報提供書」により薬局で調剤する。処方 1 錠のみとし、患者は研修を受けた薬剤師の面前で「緊急避妊薬の調剤における薬剤師の対応手順」に基づき内服させ、薬剤師は確実な内服を確認する。(持ち帰る場合は調剤を行わない。) さらに薬剤師は避妊に関する情報提供を行い「約3週間後の産婦人科医受診」を指導する。薬局からオンライン診療に伴う緊急避妊薬の処方元の医療機関に「緊急避妊薬に関する情報提供書」を報告する。

#### 3. 告知の方法

厚生労働省のホームページに薬局及び研修受講した薬剤師のリストを公表する。医師についても掲載する。

#### 4. フォローアップ体制

避妊の失敗や異所性妊娠の存在なども想定し、3 週間後の産婦人科受診の約束を確実に、リストに基づいて産婦人科を紹介する。

#### 5. 性教育

産婦人科以外の医師にも研修提供し、臨床研修医に対しても研修項目を追加する。

薬剤師に対しても性教育の研修を強化する。

学校教育への外部講師の派遣を充実する。

#### 6. 検証

数年間は全例をフォローアップし、検証して、見直しをかける。